

保健・福祉分野における権限移譲の推進について

【総務省・厚生労働省】

提案・要望の内容

県民の保健、医療、福祉に関するニーズはますます高度化、多様化しており、地域住民により身近な基礎自治体において、住民の立場を重視した、よりきめ細やかなサービス提供が求められていることから、以下のとおり、保健・福祉分野における権限移譲の推進を図るための、所要の措置を講じること。

- 1 保健所を設置できる市の人口規模要件を30万人以上とする運用上の制限を緩和し、保健所運営に意欲と能力を有する市を政令の指定対象とすること。
- 2 町村が福祉事務所を設置した場合の財源措置については、市と同様、普通交付税で措置すること。

【現状と課題】

[保健所設置要件の緩和]

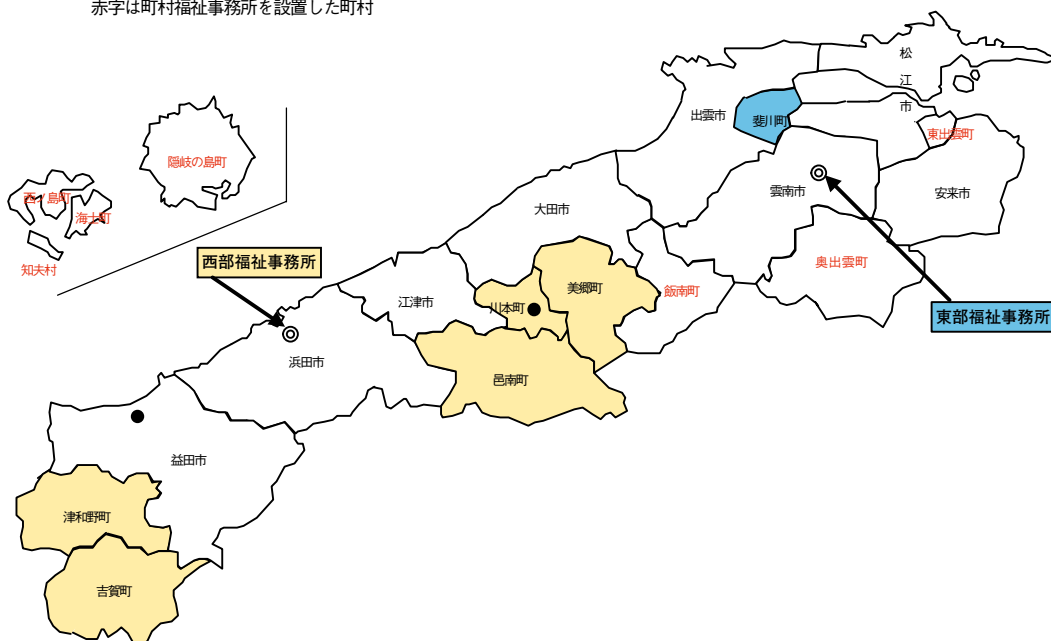
- 本県においては、県庁所在地である松江市が保健所設置に意欲的であるとともに、合併により人口19万人余を有し、行財政能力においても保健所を担うべき十分な能力を有しており、住民に身近な行政主体として総合的な保健行政の実施主体になり得る。

[福祉事務所設置に係る財源措置]

- 福祉事務所の運営経費は経常的経費であるとともに、町村による福祉事務所設置を進めていく上では、より安定的な財政措置が不可欠であり、市と同様、普通交付税での措置が必要である。

福祉事務所所管区域（H19.4.1時点）

◎県福祉事務所所在地（●スタッフの駐在場所）
赤字は町村福祉事務所を設置した町村



【本県の取り組み状況・方針】

〔保健所設置要件の緩和〕

- 平成18年度には、保健所業務のうち未熟児医療、小児慢性特定疾患業務を松江市に権限移譲したほか、残る対人業務、対物業務についても計画的に移譲を進めていく。
- 今後の対策としては、県から市への権限移譲により実績をあげ保健所運営能力を実証し、将来の保健所設置を目指すという方針が、県・市共通の認識である。
- 段階的な権限移譲は、住民へのサービス低下や人員体制の非効率化も招きかねず、できれば分野別にまとまりのある業務での移譲が望ましく、市へも理解を求めていく。

〔町村福祉事務所に係る財政措置〕

- 平成18年4月の飯南町での設置に続き、今年（19年）4月には東出雲町・奥出雲町・隠岐郡各町村が新たに福祉事務所を設置したところである。残る町村に対しても働きかけを継続していく。

【提案・要望の効果】

- 市保健所や町村福祉事務所において、より身近で住民の立場を重視した、よりきめ細やかなサービス提供が可能となる。
- 県福祉事務所や保健所の人員体制の縮小、再編成の検討が可能となる。